別紙

①

届出保育施設

指導監督基準自己点検表

（ベビーシッター用）

記入日：令和　　年　　月　　日

施設名：

氏 名：

(子ども預かりサービスのマッチングサイト名)

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書は、全項目について適合

していることが市において確認された場合に交付が可能となります。なお、ベビーシッター開始時から現在まで、児童の預かり実績が0件の場合は、証明書の交付はできません。

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を希望しますか。

希望する　　・　　希望しない

【記入上の注意】

運営状況報告書と齟齬のないように、作成して下さい。

●点検結果の欄を記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指導基準 |  　調　査　事　項 |  　調　査　内　容 | 評　価　事　項 |  点　検　結　果評価事項に対して、当てはまるものに〇をつけて下さい。 |
| 第１　保育に従事する者の数及び資格 | １　保育に従事する者の数原則、１人に対して乳幼児１人〔考え方〕 　当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。 | ａ　保育に従事する者が１人で保育している乳幼児の数 | ・乳幼児数が１人を超えている。 | 超えている・超えている（ただし、兄弟姉妹で保護者の同意を得ている）・超えていない |
| ２　保育に従事する者の有資格者の数〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。 | ａ 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。 | ・有資格者でない、又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない。 | 研修を修了していない・研修を修了している・有資格者※資格者証（写）、研修修了書（写）を提出してください。（未提出の方のみ） |
| ３　保育士の名称 | ａ　保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 | ・左記の事項につき、違反がある。 | 違反がある・違反がない |
| ｂ　国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。 | ・左記の事項につき、違反がある。 | 違反がある・違反がない・該当なし |
| 第２　保育室等の構造、設備及び面積 | １　事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼〔考え方〕 　事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。 | ａ　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。 | ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。 | 設けていない・設けている・乳幼児の居宅でのみ保育を実施 |
| ｂ　保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。 | ・玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めていない。 | 求めていない・求めている |
| 第３　非常災害に対する措置／第４　保育室を２階以上に設ける場合の条件 | １　防災上の必要な措置の実施 | ａ　防災上の必要な措置が講じられているか。 | ・地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討及び実施をしていない。 | 実施していない・実施している（具体的取組を下に記載してください） |
| 　　第５　　保育内容 | １　保育の内容※　保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。 | ａ　乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われているか。ｂ　乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。ｃ　乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。ｄ　乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 | ・以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが配慮した保育をしていない。(1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項(2)乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項(3)子どもの遊び等に関する事項(4)保育の実施に関して留意すべき事項 | 理解していない・配慮していない・配慮している（具体的取組を下に記載してください）※児童の預かり記録等(写)を提出してください。 |
| ２　保育に従事する者の保育姿勢等（１）　保育に従事する者の人間性と専門性の向上 | ａ　乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。 | ・保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解していない、又は、理解しているが取組が不十分。 | 理解していない・取組みが不十分・取組んでいる（具体的取組を下に記載してください） |
|  | ｂ　保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。 | ・保育に従事する者に関する研修を受講していない。研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。 | 受講していない・受講している（研修名等：　　　受講日　　　年　　月）（研修名等：　　　受講日　　　年　　月）（研修名等：　　　受講日　　　年　　月）※研修の受講が分かる資料（修了証（写）等）を提出してください。 |
| （２）　乳幼児の人権に対する十分な配慮 | 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 | ・配慮に欠けている。 （例）しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。　等 | 配慮していない・配慮している（具体的取組を下に記載してください） |
| （３）　児童相談所等の専門的機関との連携 | 利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。 | ・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告していない。 | 通告していない・通告している・該当なし |
| ３　保護者との連絡等 （１）　保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 | ａ　連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。 | ・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。 | 心がけていない・心がけている※連絡帳やメール文等(写)を提出してください。 |
| （２）　保護者との緊急時の連絡体制 | ｂ　緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。 | ・保護者の緊急連絡先等を把握していない。 | 把握していない・把握している |
| 　第　６　　給　　食 | 〔考え方〕 　指導基準第６については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。 |  | 食事を提供しているか。（調乳・授乳を含む。） | 提供していない・提供している |
| 食事を提供していない場合は、下記１、２は回答不要です。次のページへお進みください。 |
| １　衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理 | 食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。 | ・衛生面等必要な注意が払われていない。 | 払われていない・払われている（具体的取組を下に記載してください） |
| ２　食事内容等の状況 | ａ　乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。 | ・乳児に対する配慮が適切に行われていない。 | 行っていない・行っている（具体的取組を下に記載してください） |
| ｂ　アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。 | ・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。 | 行っていない・行っている（具体的取組を下に記載してください） |
| 第　７　　健　　康　　管　　理　　・　　安　　全　　確　　保 | １　乳幼児の健康状態の観察預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 | ａ　預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。※　体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 | ・十分な観察が行われていない。  | 行っていない・行っている※児童の預かり記録等(写)を提出してください。 |
| ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。 | 受けていない・受けている |
| ｂ　引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 | ・十分な観察が行われていない。 | 行っていない・行っている |
| ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 | 報告していない・報告している |
| ２　職員の健康診断 | ａ　健康診断を１年に１回受けているか。 | ・受けていない。 | 受けていない・受けている※健康診断書(写)を提出してください。 |
| ｂ　食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。 | ・実施されていない。 | 実施していない・実施している※検便実施結果(写)を提出してください。 |
| ３　感染症への対応 | ａ　感染予防のための対策が行われているか。 | ・手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じていない。 | 講じていない・講じている（具体的取組を下に記載してください） |
| ４　乳幼児突然死症候群に対する注意 | ａ　睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。ｂ　乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。※　窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を進められている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。ｃ　保育中は禁煙を厳守しているか。 | ・左記の事項を実施していない。 | 実施していない・実施している（具体的取組を下に記載してください）※午睡チェック表等(写)を提出してください。 |
| ５　安全確保 | ａ　施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。ｂ　安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める研修・訓練を定期的に実施しているか。ｃ　保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。ｄ　事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。ｅ　不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。ｆ　児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。 | ・安全計画が策定されていない。・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。・以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが取組が不十分。(1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え(2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認(3) 室内、室外の安全確認(4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践）(5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等(6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法(7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制(8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告 | 安全計画が策定されていない　・安全計画が策定されている保護者に周知されていない　・保護者に周知されている理解していない、又は理解しているが取組が不十分　・　理解し、十分な取組を行っている　（具体的取組を下に記載してください）※安全計画（写）を提出してください。※事故防止、安全確保に関する各種マニュアルを備えている場合は、備えているマニュアル（写）を提出してください。※事故防止、安全確保に関する書類（写）（ヒヤリハット、事故記録、遊具や玩具の安全チェックリスト等）を提出してください。 |
| ｇ　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しているか。 | ・定期的に講習を受講していない。 | 受講していない・受講している（研修名等：　　　受講日　　　年　　月）※研修の受講が分かる資料（修了証（写）等）を提出してください。 |
| ｈ　賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。 | ・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。 | 備えていない・備えている |
| i　事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。 | ・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号）に基づく報告が行われていない。 | 報告していない・報告している・該当なし |
| j　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | ・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。 | 記録していない・記録している・該当なし |
| k　死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 | ・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。 | していない・している・該当なし |
| 第８　　利用者への情報提供 | １　施設及びサービスに関する内容の提示 | 以下の事項について、書面等による提示等がされているか。ａ　設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名ｂ　事業所の名称及び所在地ｃ　事業を開始した年月日ｄ　保育提供可能時間ｅ　提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由ｆ　利用定員ｇ　設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況ｈ　設置者の研修の受講状況ｉ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額ｊ　（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容ｋ　緊急時等における対応方法ｌ　非常災害対策ｍ　虐待の防止のための措置に関する事項ｎ　施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、当該命令の内容を含む。) | ・全く提示等がされていない。・左記ａ～ｎの事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。**・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。****・「ここdeサーチ」に左記ａ～ｎの事項につき、掲載内容又は掲載の仕方が不十分。** | 掲示していない・掲示しているが内容が不十分・掲示している（内容が適切）※掲示内容のわかるものを提出してください。掲示していない・掲示しているが内容が不十分・掲示している（内容が適切） |
| ２　サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 | 以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。ａ　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地ｂ　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項ｃ　事業所の名称及び所在地ｄ　事業所の管理者の氏名ｅ　当該利用者に対し提供するサービスの内容ｆ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額ｇ　（提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容ｈ　利用者からの苦情を受け付ける連絡先 | ・書面等により交付されていない。・左記ａ～ｈの事項につき、交付内容が不十分。 | 交付していない・交付しているが内容が不十分・交付している（内容が適切）※交付書面を提出してください。 |
| ３ サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明 | ａ　当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。 | ・説明が行われていない。・説明はされているが、内容が不十分。 | 説明していない・説明しているが内容が不十分・説明している（内容が適切） |
| 　第　９　備える帳簿等 | １　利用乳幼児に関する書類等の整備 | ａ　利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。 | ・確認できる書類が備えられていない。・整備内容が不十分。 | 備えていない・備えているが内容が不十分・備えている（内容が適切） |

＜該当する場合、提出が必要な書類＞※コピーを提出してください。

・第１　２　資格者証、研修修了書

・第５　１、第７　１　保育内容や児童の健康状態が分かるもの（児童の預かり記録等）

・第５　２　研修の受講が分かる資料（修了証等）

・第５　３　保護者とのやり取りが分かるもの（連絡帳やメール文等）

・第７　２　健康診断書、検便実施結果通知書

・第７　４　睡眠チェック表等

・第７　５　安全計画（参考様式は、姫路市ホームページ内「届出（認可外）保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」に掲載しております）

・第７　５　事故防止、安全確保に関する各種マニュアル（安全確保に関する各種マニュアルを備えている場合は、安全計画に記載するようにしてください）

・第７　５　事故防止、安全確保に関する書類（ヒヤリハット、事故記録、遊具や玩具の安全チェックリスト等）

・第７　５　研修の受講が分かる資料（修了証等）

・第８　１　施設及びサービスに関する内容の掲示書面等

・第８　２　サービス利用者に対する契約内容の書面等

＜個別指導（証明書の交付を希望されている場合）＞

当日、自己点検表の点検結果を含む様々な事業サービスについて確認します。個別指導時に確認できない書類等がある場合は、後日提出いただくことになります。また、ウェブ上で確認できる場合は、お手持ちのスマートフォン等で示していただくことがあります。（例えば、第８　１「サービスに関する掲示」はネット上に掲載している　など）